



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業の一部を改正する件

(法務・厚生労働五)

○漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等

(農林水産九三七)

○肥料の登録の有効期間を更新した件

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

地方職員共済組合役員の異動、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金設立関係

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

三五三

告示

示

○法務省
厚生労働省 告示第五号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省令第三号）第十二条第一項第十四号、第十四条第五号、第十六条第三項、第二十九条第二項、第五十二条第一号及び第五十四条第一項第九号の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業（平成二十九年法務省告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月七日

法務大臣 金田 勝年
厚生労働大臣 塩崎 恭久

第二項の表自動車整備の項の前に次のように加える。

漁船漁業	
職種	作業
かつお一本釣り漁業	
延縄漁業	
いか釣り漁業	
まき網漁業	
ひき網漁業	
刺し網漁業	
定置網漁業	
かに・えびかご漁業	

第三項を第七項とし、第二項の次に次の四項を加える。
規則第十四条第五号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

漁船漁業	
職種	作業
かつお一本釣り漁業	
延縄漁業	
いか釣り漁業	
まき網漁業	
ひき網漁業	
刺し網漁業	
定置網漁業	
かに・えびかご漁業	
ほたてがい・まがき養殖作業	

4 規則第十六条第三項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職 種	作 業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業	ほたてがい・まがき養殖作業

5 規則第二十九条第二項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職 種	作 業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業

6 規則第五十二条第一号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職 種	作 業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業

8 第七項の次に次の一項を加える。
規則第五十四条第一項第九号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職 種	作 業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業

職 種	作 業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業

附 則

この告示は、公布の日から適用する。

○農林水産省告示第九百三十七号

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省令第三号）第十二条第一項第十四号、第十四条第五号、第十六条第三項、第二十九条第二項、第五十二条第一号及び第五十四条第一項第九号に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等を次のように定める。
平成二十九年六月七日 農林水産大臣 山本 有二

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等

（漁船漁業職種に属する作業についての基準）

第一条 漁船漁業職種に属する作業（以下単に「漁船漁業職種・作業」という。）に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。
一 企業単独型技能実習に係るものである場合にあつては、企業単独型技能実習生が乗り組む漁船と申請者（規則第五条第一項に規定する申請者をいう。以下同じ。）又はその役員若しくは職員（技能実習生を除く。）であつて漁船に乗り組んでいないものとの間で無線その他の通信手段が確保されていること。
二 団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、団体監理型技能実習生が乗り組む漁船と監理団体との間で無線その他の通信手段が確保されていること。